

○役員及び評議員の報酬等の支給の基準

令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人嘉悦学園寄附行為(以下「寄附行為」という。)第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事および監事をいう。
- (2) 常勤の役員 学校法人嘉悦学園(以下「本法人」という。)において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員 常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬等 報酬、賞与、退職慰労金その他の役員又は評議員としての職務の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員又は評議員の報酬等には、給与規程(花小金井キャンパス)および給与規程(有明キャンパス)に基づくものを含まない。
- (5) 費用 役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の役員に対して、報酬を支給する。ただし、常勤の理事のうち教職員を兼務する者(寄附行為第7条第1項第1号の理事を含む。)は、無報酬とする。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対して、報酬を支給する。ただし、評議員のうち教職員を兼務する者は、無報酬とする。
- 3 役員及び評議員に対して、賞与および退職慰労金は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、別表1の区分に応じ、同表に定める額とする。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等の額は、別表2の区分に応じ同表に定める額とする。

(費用)

第5条 役員には、理事会出席等で通常発生する交通費を除き、別に定める国内旅費宿泊料規程または海外旅費宿泊料規程に基づき、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 前2項にかかわらず、教職員を兼務する役員の費用については、教職員の規程によるものとする。
- 4 評議員に対しては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、費用は支給しない。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 評議員の報酬は、原則として年度末に支給する。ただし、年度途中で就任した評議員の報酬については、在任期間等を考慮して理事長が理事会の議を経て、別表2に定める額の範囲内でその額を決定することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の基準として公表する。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1(常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長 (注1)	月額 800,000円～1,200,000円
常務理事 (注1)	月額 400,000円～600,000円
常務理事 (給与規程(花小金井キャンパス)および給与規程(有明キャンパス)に基づく給与が支払われる場合)(注2)	月額 240,000円

(注1) 勤務の態様にあわせ、表の範囲内で、理事会にて金額を決定する。

(注2) 役職手当、職位手当が支払われる場合は表中の額から同手当を差し引いた額を報酬の額とする。

別表2(非常勤の役員及び評議員の報酬)

役職名	報酬の額
理事	月額 50,000円
監事	月額 200,000円
評議員	年額 50,000円